

# 社会福祉法人村上岩船福祉会 役員の報酬の支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人村上岩船福祉会定款（以下「定款」という。）第15条に規定する役員の報酬等及びその支給に関する事項を定めるものとする。

(報酬額)

第2条 定款第15条及び理事による委員会・担当理事の組織及び運営に関する規則第5条に定める役員に勤務実態に応じて支給する報酬は、次のとおりとする。

理事長	月額	8万円
総務委員会委員長	月額	2万5千円
経営委員会委員長	月額	2万5千円
理事	月額	2万円
監事	月額	2万円

2 前項の規定は、常勤職員の理事には適用しない。

(常務理事の報酬及び通勤手当)

第3条 定款第15条第3項に定める常務理事に勤務実態に応じて支給する報酬は月額15万円とする。

2 前項の規定に関わらず、常務理事が特別管理職を兼務した場合は、月額5万円とし、常務理事が職員の場合は支給しない。

3 第1項の報酬の他、常務理事には、職員給与規則第16条により通勤手当を支給する。

(支給方法等)

第4条 第2条及び第3条に規定する報酬等の支給日は、当該月の25日とする。ただし、25日が日曜日、土曜日又は休日の場合は、職員給与規則第6条第1項の規定を準用する。

2 月の途中において就任又は退任した場合の報酬については、その月の現日数から就任前日までの日数又は退任の翌日以降の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。また、通勤手当については、職員給与規則第7条第2項の規定を準用する。

3 月の途中において役員区分に異動が生じた場合の報酬については、区分ごとにその月の現日数から異動前日までの日数又は異動日以降の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。また、通勤手当については、職員給与規則第7条第2項の規定を準用する。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年2月21日から施行する。

附 則 (平17.5.30)

この規則は、議決の日から施行する。ただし、第5条、第6条及び第7条の改正規定は平成17年度役員改選後における常務理事から適用する。

附 則（平18.3.27）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平20.3.25）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平20.4.25）

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平24.7.26）

この規則は、議決の日から施行する。

附 則（平27.9.29）

この規則は、議決の日から施行する。

附 則（平29.3.29）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平29.3.29評議員会議決）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平29.6.16）

この規則は、議決の日から施行する。